

山梨県公報

第千五百五十九号

平成十七年

四月四日

月 曜 日

目次

告示

- 救急病院等の申出の撤回の届出……………二四九
- 救急病院等の認定……………二四九
- 結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………二四九
- 保安林の指定の予定(三件)……………二四九
- 土地収用事業の認定……………二五〇
- 道路の区域変更(四件)……………二五二
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二五三
- 使用料の収納事務の委託(七件)……………二五三

公告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………二五四
- 肥料の登録……………二五四
- 開発行為に関する工事の完了について……………二五五

告示

山梨県告示第二百二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
牧丘町立牧丘病院	東山梨郡牧丘町窪平三百二番地の二

二 撤回年月日

平成十七年三月二十一日

山梨県告示第二百三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三百二番地の二

二 認定期間

平成十七年三月二十二日から平成二十年三月二十一日まで

山梨県告示第二百四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
永島内科小児科医院	甲府市太田町十三番地十四

山梨県告示第二百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

西八代郡市川大門町山家字家ノ脇二四九七、二四九九、二五〇一、二五〇二の一、二五〇二の二、二五〇四、二五〇七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川大門町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

西八代郡六郷町落居字日向山三〇三七の一、三〇三七の三から三〇三七の五まで、字北澤三〇四〇、字宮定三六一九から三六二一まで、字若林三六二七、三六二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日向山三〇三七の一・字北澤三〇四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字日向山三〇三七の三から三〇三七の五まで、字宮定三六一九から三六二一まで、字若林三六二七、三六二八

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び六郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町横根中字上の山二二七九、二二九九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上の山二二七九・二二九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

南アルプス市

二 事業の種類

三 起業地

1 収用の部分 南アルプス市大字山寺字野田地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

(仮称)南アルプス市青少年児童センター建設事業(以下「本事業」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定されている児童厚生施設(児童館)の建設事業であり、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

児童福祉法第七条及び第三十五条第三項の規定により、市町村は児童厚生施設を設置することができ、児童館の設置運営要綱(平成二年八月七日付け厚生省発児第百二十三号厚生事務次官通知。以下「要綱」という。)の規定により、児童センターの設置及び運営の主体は、市町村等とすることとされている。本事業は、要綱に規定されている児童センターを建設する事業である。よって、起業者は、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(-) 申請事業の施行により得られる公共の利益

南アルプス市においては、現在旧若草町内に二館、旧八田村内に一館、合計三館の児童館が設置され、放課後児童健全育成事業及び子育て支援事業等を行っている。また、児童館未設置の旧町村については、各小学校区ごとに放課後児童健全育成事業を実施するための施設(以下「放課後児童クラブ」という。)が設置されている。しかし、放課後児童クラブのみでは、その他の児童の放課後健全育成に対応することが困難な状況であるため、今後は旧町村ごとに一館の児童館を設置することとしている。本事業は、児童館未設置の旧町村のうち、市内で最も多くの児童が通学する小笠原小学校及び櫛形中学校があり、さらに、放課後児童クラブ利用者が定員の約二倍に上り、利用に支障を来している櫛形小笠原児童クラブが設置されている、旧櫛形町内に新たに児童館を設置するものである。当該児童館は、既存の三児童館と同様の機能に加え、市内中高生等の年長児童の活動をもサポートするため、要綱に規定する大型児童センターとし、市内児童館の中心的な役割を果たす施設とするものである。本事業の実施により、児童の健全な

育成を図り、その健康を増進し、地域の保護者が安心して子育てができる場が確保されると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は密集しておらず、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(-) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、児童館の求められている役割及び櫛形小笠原児童クラブの状況等を踏まえると、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、要綱等から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。
 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 南アルプス市役所保健福祉部福祉課

山梨県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年四月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
		旧別	新	
山梨市大字上岩下字三枚地一〇〇番の二地 先から	旧	一一・二	一一・二	三・六
		一一・八	一一・八	
山梨市大字上岩下字三枚地一〇〇番の二地 先まで	新	一一・二	一一・二	三・六
		一一・四	一一・四	

山梨県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年四月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
		旧別	新	
山梨県知事 山本 栄彦	山本 栄彦	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	

区	間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
		旧別	新	
塩山市大字上於曾字浄土寺一七五三番の四地先から	旧	一六・〇	一六・〇	三三・七
		一一・九	一一・九	
塩山市大字上於曾字浄土寺一七五四番の二地先まで	新	一六・〇	一六・〇	三三・七
		一六・〇	一六・〇	

山梨県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年四月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
		旧別	新	
塩山市大字上於曾字浄土寺一七五四番の二地先から	旧	一六・〇	一六・〇	三三・七
		一一・九	一一・九	
塩山市大字上於曾字浄土寺一七五三番の二地先まで	新	一六・〇	一六・〇	三三・七
		一六・〇	一六・〇	

山梨県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年四月四日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
		旧別	新	
山梨県知事 山本 栄彦	山本 栄彦	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	

塩山市大字上於善字浄土寺一七五三番の四地先から 塩山市大字上於善字浄土寺一七五四番の二〇地先まで	
新	旧
一六・〇	一六・〇 二二・九
三三一・七	三三一・七

山梨県告示第二百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年四月四日

- 一 道路の位置
南都留郡富士河口湖町船津字水之元七四三三五番四
- 二 道路の幅員
六・〇メートル
- 三 道路の延長
四三・一九メートル

山梨県告示第二百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月四日

- 一 委託の相手方
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 委託に係る使用料
甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県体育協会
- 三 委託の期間
山梨県立飯田野球場の使用料
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月四日

- 一 委託の相手方
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 委託に係る使用料
甲府市清哲町青木百七十五番地二 山梨県クレイ射撃協会
- 三 委託の期間
山梨県立韮崎射撃場の使用料
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月四日

- 一 委託の相手方
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 委託に係る使用料
甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県体育協会
- 三 委託の期間
山梨県立八代射撃場の使用料
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月四日

- 一 委託の相手方
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 委託に係る使用料
甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県体育協会
- 三 委託の期間
山梨県立八ヶ岳スケートセンターの使用料
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県体育協会

二 委託に係る使用料

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの使用料

三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県体育協会

二 委託に係る使用料

山梨県緑が丘スポーツ公園の有料公園施設及び設備器具の使用料

三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市

二 委託に係る使用料

山梨県立保存民家安藤家住宅の観覧料及び使用料

三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年八月四日まで縦覧に供する。
平成十七年四月四日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正	富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 笛吹南マーケットタウン
(二) 所在地 笛吹市境川町石橋字堰添五百七十五番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正	富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年十一月二十四日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百七十九・〇七平方メートル

三 届出年月日

平成十七年三月二十三日

● 肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により次の肥料の

登録をした。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山本 栄彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
山梨県第十四号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料S B	窒素全量四・〇 りん酸全量一・〇	公定規格のとおり	サントリー株式会社白州蒸留所 北杜市白州町鳥原二九三 一

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年四月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字杏木道下九九六の一、九九六の二、九九六の一〇、九九六の一、九九六の一二、九九六の一三、九九七の一、九九七の三、九九八の一、九九八の二、九九八の三、九九八の四、九九八の五、九九八の六、九九九、一〇〇〇の一、一〇〇〇の三、一〇〇〇の一、一〇〇〇の二、一〇〇〇の三、一〇〇〇の四、一〇〇〇の五、一〇〇二及び一〇〇三並びに字荻塚一〇〇四の一部及び一〇二二のの一部並びに字見通下二〇二七の一、一〇二九の二、一〇二九の九及び一〇二九の一〇の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役社長 稲葉善治

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番